

## 第4号議案 宮城県退職者会勾当台クラブ会則の改正について

宮城県退職者会勾当台クラブ会則の一部を次のとおり改正する。

条 項	現 行	改 正 案
(年会費) 第12条	<p>第1項 (略)</p> <p>2 年会費は、<u>4,500円</u>とする。ただし米寿に該当する会員(数え88歳)に係る米寿祝該当年度以降の年会費は<u>4,000円</u>とし、県外に居住する会員の会費は、<u>2,000円</u>とする。</p> <p>3 会員が県内に居住し、かつ、同一世帯に2名以上の会員が加入している場合の年会費は、1名は<u>4,500円</u>とする。それ以外の年会費は、1名につき、<u>2,000円</u>とする。</p>	<p>第1項 (略)</p> <p>2 年会費は、<u>3,000円</u>とする。ただし米寿に該当する会員(数え88歳)に係る米寿祝該当年度以降の年会費は<u>2,000円</u>とし、県外に居住する会員の会費は、<u>1,000円</u>とする。</p> <p>3 会員が県内に居住し、かつ、同一世帯に2名以上の会員が加入している場合の年会費は、1名は<u>3,000円</u>とする。それ以外の年会費は、1名につき、<u>1,000円</u>とする。</p>

附 則

この会則は、令和8年5月29日から施行する。

### 【改正の主旨等】

- 一 勾当台クラブの今後についての在り方の試案が示され、年会費の圧縮が承認されたことから所要の減額を行うもの。